

成全寮寮則

2020年12月改正

2008年9月施行

総 則

第1条 本寮は関西学院大学成全寮と称する。

寮 会

第2条 寮会は本寮の最高議決機関である。

第3条 寮会は定例寮会と臨時寮会を設置する。定例寮会は原則として毎月2回隔週水曜日に寮長がこれを召集する。臨時寮会は必要があると認められた場合、及び全寮生の4分の1以上の要求があった場合に寮長がこれを召集する。

第4条 寮会の招集は少なくとも7日前に公示し、執行部会議終了時～寮会開始までの間に議題を公表する必要がある。ただし、緊急の場合はこの限りではない。

第5条 寮会を欠席する者は、執行部会議迄に欠席届を提出しその承認を得た上で、寮会において寮生の賛同を得なければならない。

第6条 寮会は全寮生の4分の3以上の出席によって成立し、決議は出席人数の過半数を必要とする。

第7条 執行部は寮会の前日までに執行部会議を開き、議題を決定する。必要があると認めた場合は臨時にこれを開くことができる。

第8条 各学年は必要と認めた場合学年集会を設置することができる。

委 員

第9条 執行部として寮長・副寮長・議長・学年委員長・書記・厚生委員長を1名ずつ置く。ただし、後期に限り副寮長を2名置くものとする。

第10条 その他の委員として寮食・寮風呂・体育の各委員を1名ずつ、会計・写真係を2名ずつ置くものとする。

第11条 各委員は必要に応じて補佐を置くことができる。

第12条 委員は必要に応じて臨時にこれを置くことができる。その場合は寮会で報告する必要がある。

第13条 委員の任期は前期、後期の2期制とし、任期はそれぞれ入寮選考終了時～9月24日、9月25日～入寮選考までとする。但し再選はこれを妨げない。

II

第14条 各委員の選出は当該学年間での自推又は互選とする。

第15条 委員(寮長も含む)のリコールは全寮生の過半数によって成立する。また、辞任の承認も過半数で成立する。

第16条 委員がリコールされた場合、若しくは辞任が承認された場合ただちに当該学年によって後任の委員を選出する。但し、寮長の場合は副寮長がこれに替わるものとする。その場合、後任の副寮長は前項に従い選出する。

第17条 病気、事故等やむを得ない理由で各委員が任務を遂行できない場合は前項に従い新たな委員を選出する。

寮 行 事

第18条 寮行事は寮会で定めるものとする。

第19条 本寮生は寮行事に参加する義務がある。

第20条 寮行事をやむを得ない理由で欠席する場合は、寮会のそれにならう。

入 寮 ・ 退 寮

第21条 入寮者の選考は寮生がこれを行う。

第22条 入寮は新入生に限る。

第23条 寮生は入寮選考会に出席する義務がある。

第24条 寮生は4年間在寮する義務がある。

第25条 やむを得ない理由で退寮する必要がある場合は、事前に執行部の了承を得た上で、寮会において全寮生の承認を得なければならない。
(ただし、三役の判断で退寮を認める場合がある。)

第26条 寮生としての義務を著しく怠るものがある場合、寮会において全寮生の5分の4以上の決議により退寮処分にすることができる。

改 正

第27条 本寮則の改正は全寮生の4分の1以上の合意により発議された全寮生の3分の2以上により採択決定される。